

公立大学法人大阪における損害保険契約締結等の媒介業務委託の企画提案の募集について

令和6年5月30日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

財産保険、賠償責任保険等の損害保険について、民間保険会社との合理的かつ効率的な保険契約の締結を検討するにあたり、本法人と保険会社との間で、中立な立場から媒介業務を行う保険仲立人を選定するため、広く企画提案を募集する。

2 内容

(1) 業務名称 公立大学法人大阪における損害保険契約締結等の媒介業務委託

(2) 業務内容

- ① 本法人が加入する保険（ただし、医療機関医師賠償責任保険及び獣医師賠償責任保険を除く）の選定に係る提案
- ② 本法人が保有する財産に係る再取得額の鑑定
- ③ 一般競争入札による保険会社の選定及び決定の支援
- ④ 保険会社との契約締結の媒介
- ⑤ 契約締結後の契約維持・管理における業務の代行
- ⑥ その他上記に附随する業務

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項

各号に掲げる者

- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当しないこと
- (8) 保険業法(平成 7 年 6 月 7 日法律第 105 号)第 286 条により、保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けていること
- (9) 令和元年度から令和 5 年度において、国立・公立大学法人、その他の独立行政法人、学校法人のいずれかにおける損害保険契約締結の媒介業務の実績を有すること。(契約が複数年に及び実績の場合は、現在履行中であっても、1 年以上の期間履行されていればその契約を実績と認める。)

4 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|--|-----|
| ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式 1) | 1 部 |
| ② 定款又はこれに代わるもの | 2 部 |
| ③ 保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けていることが確認できる書類の写し | 2 部 |
| ④ 会社案内・パンフレット等 | 2 部 |
| ⑤ 直近 3 期分の財務諸表 | 2 部 |
| ⑥ 契約実績調書(様式 2) | 2 部 |
| ⑦ 契約実績調書(様式 2)の内容を証明する契約書等の写し | 2 部 |
| ※⑥⑦は 8 企画提案書の資料としても利用します | |
| ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後 3 か月以内) | 2 部 |
| ⑨ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(発行後 3 か月以内) | 2 部 |
| ⑩ 誓約書(様式 3) | 1 部 |

(2) 受付期間

公告の日から令和6年6月13日(木)までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分までを除く。)

提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

(3) 受付場所 14(1)に同じ

5 応募資格の審査及び通知

(1) 応募書類により応募資格を審査し、その結果を令和6年6月26日(水)付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。

(2) 応募資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

6 応募資格を認められなかった応募者に対する理由の説明

(1) 応募資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年7月1日(月)午後5時までに書面を持参して提出しなければならない。

(3) 提出先については、14(1)に同じ

(4) 説明を求められたときは、令和6年7月4日(木)付で書面にて回答する。

7 質問について

(1) 受付期間 公告の日から令和6年6月13日(木)午後5時まで

(2) 受付先 14(1)に同じ

(3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※ 提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】

[at]を@に置き換えてください。

※ メールタイトルには、「【当該案件名称】に関する質問」と明記すること。(【OO】内には、案件名称を入力ください。)

※ 電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分までを除く。))

※ データ形式は変更しないこと。

(4) 回答日 令和6年6月26日(水)

(5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

8 企画提案書の提出

参加資格を認められた者は、次の事項について、企画提案書を作成のうえ8部提出すること

なお、様式は自由とするが、用紙のサイズは A4 版・片面印刷、使用言語は日本語とし、各項目 1～2 枚程度とする。（表紙及び目次を作成のこと）

(1) 企画提案書の内容（記載事項）

① 会社概要（令和 6 年 4 月 1 日現在の情報を記入する）

- ア 商号
- イ 設立年月日
- ウ 資本金
- エ 所轄財務局登録番号及び登録年月日
- オ 主要株主
- カ 主要取引銀行
- キ 本社、支社及び事業所の名称及び所在地
- ク 会社の人員規模
- ケ 保険仲立人有資格者数

② 「提案書」

次のテーマ等について記入のこと

- ・テーマ「複数個所にキャンパスを有する公立大学法人大阪に想定されるリスクと対応策について」

社会経済状況の変化による本法人の取り巻く新たな環境に対応するリスクや今後想定されるリスクも含めて記載してください。

また、令和 7 年 4 月 1 日より保険契約を開始できるスケジュールを提案すること。（ただし、医療機関医師賠償責任保険及び獣医師賠償責任保険を除く）

- ・その他アピールしたい点があれば記載のこと

(2) 受付期間

参加資格審査の通知日から令和 6 年 7 月 17 日（水）までの土・日・祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 10 分から午後 0 時 55 分までを除く。）

提出書類は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

(3) 受付場所 14 (1) に同じ

※企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

※企画提案書の差し替え、訂正、再提出することはできない。なお、本法人が認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

9 企画提案会

- (1) 実施日時 令和 6 年 7 月 19 日（金）から 7 月 26 日（金）までのいずれか 1 日を予定
- (2) 実施場所 大阪公立大学 杉本キャンパス内

10 受託候補者の選定について

- (1) 本企画提案の審査については、損害保険契約締結等の媒介業務者選定委員会委員会（以下「委

員会」という)にて行う。

(2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として委員会で決定する。最高点が複数いた場合、⑧総合評価点の高い方を受託候補者とする。さらに同点の場合はいくじにて受託候補者を決定する。

(3) (審査基準)

- ① 会社概要 (10 点)
- ② 業務実績 (15 点)
- ③ 業務内容 (45 点)
- ④ コスト削減 (10 点)
- ⑤ 業務体制 (10 点)
- ⑥ 緊急時対応 (10 点)
- ⑦ 費用 (10 点)
- ⑧ 総合評価 (25 点)

11 受託候補者選定結果の通知

(1) 通知日時 令和6年7月下旬予定

(2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- ① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点
- ② 全提案事業者の商号又は氏名
- ③ 全提案事業者の評価点

※選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

* 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

12 契約手続きについて

(1) 受託候補者に決定された者と本法人との間で、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

(2) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは契約を行わないものとする。

(3) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。

(4) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

13 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

14 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構総務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町 1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構総務部 総務課

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL : 06-6605-2011 FAX : 06-6692-1295